

町田市地域猫活動ガイドライン
(飼い主のいない猫との共生モデル地区制度版)

2019年7月
町田市保健所

目次

1	はじめに 人と猫との調和のとれたまちづくり	1
	(1) 野良猫や、マナー違反の飼い方による問題	
	(2) ガイドライン策定のねらい	
2	飼い主のいない猫を増やさないためにすべきこと	1
	(1) 飼い主の役割、マナー	
3	飼い主のいない猫を地域猫に	2
	(1) 地域猫活動とは	
	(2) 地域猫活動を実施するにあたって	
	(3) 地域猫活動で期待できる効果	
	(4) 猫の分類	
4	地域猫活動におけるそれぞれの役割	3
	(1) 地域猫活動を行う地域住民	
	(2) ボランティア	
	(3) 行政	
5	地域猫活動の進め方	4
	【ステップ1】活動をはじめの準備	
	(1) 活動グループの結成	
	(2) 地域の合意、周知	
	【ステップ2】町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体の指定とルール作り	
	(3) 町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体の指定	
	(4) 活動内容	
	(5) 指定要件	
	(6) 指定の手続き等	
	(7) 猫の個体等の把握	
	(8) ルール作り	
	【ステップ3】地域から理解を得るための3原則	
	(9) 適切な餌やり	
	(10) 猫用トイレの設置	
	(11) 不妊・去勢手術等の実施	
	【ステップ4】活動報告	
	(12) 活動報告	
6	猫に関係する法律など(抜粋)	7
7	お問い合わせ	12

1 はじめに 人と猫との調和のとれたまちづくり

(1) 飼い主のいない猫や、マナー違反の飼い方による問題

市には以下のような猫による生活環境の侵害に関する相談が多数寄せられています。

- ・庭や、花壇、駐車場など敷地内にフン尿をする。また、フン尿による臭い。特に発情期のおす猫の尿は縄張りを示すために非常に強い臭気を発します。
- ・発情期の鳴き声、ケンカによる騒音。
- ・庭あらし。
- ・ごみ漁り。
- ・車の上に乗って傷つける。

これらの被害はどこにでもみられます。これまでのさまざまな経験から、猫を単に排除するだけでは、この問題の根本解決につながりません。このほかに餌を与えるだけで不妊・去勢手術やフン尿の処理をしないことも、地域の問題を拡大します。他人の管理する敷地内に無断で立ち入り餌やりをするのも問題です。また、猫の外飼いや自身の敷地内での餌やりでも、不安や不快な思いをしている近隣住民は少なくありません。

特に置き餌をするとハエや臭気が発生したり、ゴミになって環境を汚したり、周辺地域から猫だけでなく、ほかの動物を集めることとなります。また、フン尿被害も広がり、地域の環境を悪化させてしまう無責任な迷惑行為と考えられています。

(2) ガイドライン策定のねらい

猫は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により保護されています。法律により、みだりに殺傷、虐待、遺棄することは禁止されており、人との共生を図るべき存在です。不妊・去勢をしていない猫の外飼いや、捨て猫など、飼い主のいない猫を増やす要因をなくし、あわせて、屋外で生活している飼い主のいない猫に対しては、地域で適切な世話・管理を行うことにより、地域の生活環境改善を図っていくことが人と猫との共生のあり方です。

市は、生活環境改善の為、飼い主のいない猫との共生モデル地区制度を指定することにより、地域猫活動を推進します。

2 飼い主のいない猫を増やさないためにすべきこと

(1) 飼い主の役割、マナー

①終生飼養する。

猫はかわいいペットであると同時に生き物です。家族の一員として一生を終えるまで面倒を見る覚悟で飼い始めましょう。

万が一、飼うことが出来なくなった場合は、新たな飼い主を探しましょう。

②繁殖目的がない限り、不妊・去勢をする。

予想外の妊娠出産で飼いきれなくなってしまうよう、不妊・去勢手術を検討しましょう。手術した猫は、発情期のうるさい鳴き声、臭いつけのマーキング行動が軽減されます。

③原則、屋内で飼育する。

猫を屋内で飼育することにより、交通事故や猫同士のけんか、感染症から守ることが出来ます。また、猫は繁殖力の強い動物ですので、不妊・去勢手術をしていない猫を屋外に出さないでください。不妊手術をしていない猫は外に出すと、妊娠してしまう可能性があります。また、去勢手術をしていないおす猫を外に出すとほかの猫を妊娠させてしまう可能性があります。

④身元表示をする。

万が一逃げ出した時や飼い主のいない猫と間違われることのないよう、飼い猫は、飼い主の名前や連絡先が記載された名札やマイクロチップを装着するなど身元表示をしましょう。

3 飼い主のいない猫を地域猫に

(1) 地域猫活動とは

フン尿被害や子猫が産まれてしまったなど、地域にいる飼い主のいない猫の問題を、地域住民、ボランティア、行政の三者が協力し合って生活環境問題の解決を図ります。飼い主のいない猫の不妊・去勢手術や適正な餌やり、フン尿の処理・清掃などを実施し、地域の理解と協力を得ながら、飼い主のいない猫を減らしていく取り組みをいいます。

(2) 地域猫活動を実施するにあたって

この活動は、飼い主のいない猫を排除するのではなく生活環境の改善のために、地域住民が飼い主のいない猫を管理することで、猫によるトラブルを解決するための試みであることを地域住民が十分に理解する必要があります。また、地域猫活動と同時に、猫を遺棄することが犯罪であることを周知し、捨て猫の防止を徹底しなければいけません。

(3) 地域猫活動で期待できる効果

- ・餌場や排泄場所を決めてフン尿の処理、清掃を行うことにより、ごみ漁りやフン尿による衛生環境の悪化を改善することが出来ます。
- ・不妊・去勢手術を実施することにより、繁殖による数の増加や臭い尿をふきつけるスプレー行為、発情期の大きな鳴き声等の繁殖行動に起因する問題の

軽減が期待できます。

(4) 猫の分類

人との関わり方によって、猫を以下のとおり分類します。

① 飼い猫

飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい飼育・管理されている猫。

② 飼い主のいない猫

人に直接的に飼育されておらず、人が居住若しくは管理する家屋等を主な居住場所としていない猫。人から給餌を受けている場合もありますが、繁殖制限をしていないため増えてしまったり、ゴミ漁りやフン尿被害など地域の生活環境に支障をきたし、地域と共存が出来ていない猫。

③ 地域猫

飼い主のいない猫のうち、地域が管理する猫としてボランティアや地域猫活動に賛同した地域住民によって繁殖やフン尿、餌やり等について適切に管理され、地域との共存が図られている猫。

4 地域猫活動におけるそれぞれの役割

この活動は、町内会・自治会をはじめとする地域の皆様とボランティア、行政が協力し、飼い主のいない猫を地域猫として管理することで、地域の生活環境の改善を図り、将来的には飼い主のいない猫を減少させていくものです。

(1) 地域猫活動を行う地域住民

以下の活動を行います。

- ・活動地域の猫の状況を把握します。
- ・適正な時期に不妊・去勢手術をします。
- ・餌場を設置します。
- ・適正な餌やり、食べこぼしや餌場周辺の清掃を行います。
- ・猫用トイレを設置し、管理します。
- ・地域猫の見守り、情報提供などを行います。
- ・不妊・去勢手術のための情報提供、猫の捕獲、搬送などを行います。

(2) ボランティア

地域猫活動を行う地域住民等に対し、地域猫活動の進め方について助言します。

(3) 行政

① 普及啓発

地域猫活動の意義や方法を理解して協力を得るために市民対象に講演会の開催や、イベント等におけるチラシ等の作成・配布を行います。地域からの相

談や苦情を反映した企画立案を行い、関係者と連携しながら地域での周知、合意形成につながる活動をすすめていきます。

②トラップケージ（捕獲器）の貸し出し

不妊・去勢手術の実施を目的として猫を捕獲する際に貸し出します。

③町田市飼い主のいない猫との共生モデル地区制度の運営

町内会・自治会等を基礎とした団体に地域猫活動を行うものを、町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体に指定します。

④不妊・去勢手術制度

地域猫として管理される猫について、不妊・去勢手術の補助金を支払います。

⑤地域からの相談・苦情等の対応

相談、苦情等を受け付け、対応します。必要に応じボランティアや関係機関との連携による対策を考えます。

5 地域猫活動の進め方

活動のステップ	進め方
ステップ1 活動を始める準備	(1) 活動グループの結成 (2) 地域の合意、周知
ステップ2 町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体の指定とルール作り	(3) 町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体の指定 (4) 活動内容 (5) 指定要件 (6) 申請の手続き等 (7) 猫の個体等の把握 (8) ルール作り
ステップ3 地域から理解を得るための3原則	(9) 適切な餌やり (10) 猫用トイレの設置 (11) 不妊・去勢手術等の実施
ステップ4 活動報告	(12) 活動報告

【ステップ1】

活動を始める準備

(1) 活動グループの結成

・市の事業の目的・方針を理解し、その趣旨に沿った活動に賛同する参加者を募り、活動グループを結成します。

・活動地域を決め、飼い主のいない猫の状況を把握します。

(2) 地域の合意、周知

活動をする地域にお住まいの方や町内会・自治会の役員の方々に活動の趣旨を説明します。地域猫活動を進めるためには地域の理解が不可欠です。ボランティア、自治会・町内会、行政が集まって、十分な話し合いをします。地域の合意が得られたら次のステップに移ります。

【ステップ2】

町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体の指定とルール作り

(3) 町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体の指定

・地域の合意が得られた活動グループは、町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体の指定申請を行います。

(4) 活動内容

・適切な時期に不妊・去勢手術をします。手術をする前に、手術をする旨を地域に周知します。

・予め土地所有者から承諾を得た場所に猫の餌場や猫用トイレを設置します。

・餌やりの管理や餌場、猫用トイレ等を清掃しフン尿トラブルを防止します。

・必要に応じ活動地域にお住まいの方に活動結果を周知します。

・市が主催する地域猫活動に関する講習会に出席します。

・市が行う地域猫活動の普及啓発活動や災害対策に協力します。

(5) 指定要件

・市の事業の目的及び方針に賛同し、市とともに対策を推進する活動グループであること。

・活動グループ構成員は、2名以上の成人が含まれていること。

・活動グループに未成年者の構成員がいる場合、当該未成年構成員は原則成人構成員と行動を共にして活動すること。

・代表者が町田市在住の成人もしくは、市に事務所を有する団体であること。

・活動する地域の町内会長・自治会長の承諾を得ていること。

・餌場及び猫用トイレの設置について土地所有者・管理者の承諾を得ていること。

(6) 申請の手続き等

①新規に申請をする場合

・町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体指定申請書（第1号様式）

・活動地域の自治会・町内会の承諾書

・活動グループの構成員一覧表

・モデル地区の区域を示す図面

- ・不妊・去勢手術費用の見積書
- ・活動地域の猫一覧表

②指定の更新をする場合

当該指定を受けた年度の3月31日までに更新の手続きを行います。

- ・町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体指定申請書（第1号様式）
- ・モデル地区の区域を示す図面。
- ・活動地域の猫一覧表

③計画を変更する場合

・町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体計画変更・解散承認申請書
(第3号様式)

- ・モデル地区の区域を変更した場合は、モデル地区の区域を示す図面。

④モデル団体を解散する場合

・町田市飼い主のいない猫との共生モデル団体計画変更・解散承認申請書
(第3号様式)

(7) 猫の個体等の把握

地域猫活動を推進するにあたり、活動地域の猫の実態等を把握することが重要です。地域内にいる猫の性別、毛色、年齢、手術の有無、特徴等を活動地域の猫一覧表に記録します。他の区域から猫が活動地域に移動してきた場合は、当該猫の情報を活動地域の猫一覧表に加えます。

*猫が判別できるよう、写真を撮っておきます。

(8) ルール作り

地域の実態に適したルールを作ります。猫の被害を受けている人や猫が苦手な人にも配慮してください。また、地域住民の相談や苦情の対応方針を決めておきましょう。

【ステップ3】

地域から理解を得るための3原則

(9) 適切な餌やり

餌場は決まった場所に設置し、決まった時間に与え、それ以外は与えないようにしてください。餌場を設置する際は、私有地・公有地に関わらず、必ず土地の所有者又は管理者の承諾を得てください。

餌の量は、猫が食べきれぬ量にして、食べ終わったのを確認したら、すぐに容器を回収、周囲を清掃します。置き餌（餌を与えたまま放置すること）をすることでカラスやネズミなどの動物やハエが寄ってきたり、悪臭の原因となることが

ありますので、長時間の放置はやめましょう。

(10) 猫用トイレの設置

土地の所有者又は管理者の承諾を得た場所に猫用のトイレを設置します。定期的に猫用トイレを確認し、フン尿をしていたら速やかに処理します。また、周辺も巡回しフン尿を確認したら、可能であれば速やかに処理・清掃して、周辺環境の保全に努めます。

*周辺環境の保全に努めることにより、地域猫活動が地域に受け入れられる要因となります。

(11) 不妊・去勢手術等の実施

チラシなどで周辺住民へ周知し、飼い猫を捕獲しないように気をつけなければいけません。周知後、トラップケージを使用して捕獲します。捕獲した猫は、動物病院に連れていき手術をします。手術した猫は、手術済みであることを明確にするために、片耳の先端をV字カットする等、外見から容易に識別することができるようにします。その後、もと居た場所にリリースし、地域猫として管理します。

①補助対象となる猫

町田市飼い主のいない猫との共生モデル地区内にいる飼い主のいない猫

②助成金額

- ・不妊手術（めす猫） 上限額25,000円
- ・去勢手術（おす猫） 上限額15,000円

③申請手続き

「町田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助要綱」（2017年4月1日施行）に沿って手続きをします。

(12) 活動報告

モデル団体は、指定期間が終了した時は、町田市飼い主のいない猫との活動報告書（第4号様式）に繁殖制限手術を推進する活動や広報活動、その他の活動結果を記載し提出します。また、活動地域にも活動結果を報告します。

6 猫に関する法律など（抜粋）

◎動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物

を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

猫に関する法令など（抜粋）

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場

合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

○東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年10月27日法律第105号）

（目的）

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

（都民の責務）

第四条 都民は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、都が行う施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主の責務）

第五条 飼い主(動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。以下同じ。)は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって

人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

5 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第六条 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

(動物飼養の遵守事項)

第七条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 適正にえさ及び水を与えること。

二 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと。

三 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。

四 適正に飼養又は保管をすることができる施設を設けること。

五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。

六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。

七 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。

八 逸走した場合は、自ら搜索し、収容すること。

(猫の所有者の遵守事項)

第八条 猫の所有者は、法第三十七条第一項及び第五条第三項に掲げるもののほか、猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成25年環境省告示第82号）

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又は糞尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。

5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5(*1)の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化(*2)に関する情報を提供するよう努めること。

6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊・去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺的生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

*1) 法22条5項(動物の愛護及び管理に関する法律)

(幼齢の犬又は猫にかかる販売等の制限)

出生後56日を経過しない犬、猫の販売等の禁止。

*2) 社会化

子猫がさまざまな刺激や経験を通して、猫社会のルールや、人や他の動物とのつき合い方を学び、社会に適応していくこと。社会化期は生後3～12週間くらいと言われる。

7 お問い合わせ

〒194-0021 町田市中町 2-13-3

町田市保健所生活衛生課愛護動物係

電話 042-722-6727

FAX 042-722-3249

E-mail hoken040_01@city.machida.tokyo.jp